

食安発0331第6号  
平成23年3月31日

各 検疫所長 殿

医薬食品局食品安全部長  
(公印省略)

### アフラトキシンを含有する食品の取扱いについて

アフラトキシンを含有する食品については、昭和46年3月16日付け環食第128号及び平成14年3月26日付け食監発第0326001号に基づき、同通知に示す検査方法によりアフラトキシン $B_1$ が検出された食品は、食品衛生法第6条第2号に違反するものとして取り扱っているところです。

今般、薬事・食品衛生審議会における審議の結果、食品安全委員会の食品健康影響評価、国際動向及び国内流通食品中の含有実態を踏まえ、同号に該当する食品中のアフラトキシンの指標を、総アフラトキシン（アフラトキシン $B_1$ 、 $B_2$ 、 $G_1$ 及び $G_2$ の総和）に変更することが適当であるとの結論が得られました。

また、国立医薬品食品衛生研究所における検討の結果、アフラトキシンの検査結果の判定には、粒状食品では1,000粒以上の試料が必要であり、10,000粒以上で精密度が高まることが報告されたところです。

については、今後、アフラトキシンを含有する食品については下記のとおり取り扱うこととしますので、御了知の上、その運用に遺漏なきよう取り計らわれるとともに、関係者への周知方よろしくお願いします。

なお、昭和46年3月16日付け環食第128号及び平成14年3月26日付け食監発第0326001号は、本年9月30日をもって廃止します。

記

1. The handling of foods containing aflatoxin

Foods with total aflatoxins (sum of aflatoxins B1, B2, G1, and G2) exceeding 10 µg / kg shall be treated as violating Article 6(2) of the Food Sanitation Act

2. 検査方法

(1) 検体採取量について、食品 1 粒重量が 0.1g 以下のものについては 1 kg を、0.1g を超えるものについては 5 kg を適用すること。また、粉末状食品については、粉末化によるロットの均質性を踏まえ 1 kg を適用すること(別添参照)。

(2) 食品中の総アフラトキシンの定量は、追って示す方法により実施すること。

3. 適用期日

本件は、平成 23 年 10 月 1 日より適用すること。

(別 添)

食品1粒重量が0.1g以下の場合

1 袋づめで内容量がおおむね20kg以上のもの

ロットの大きさ B a g 数 (N)	サンプル抽出のため のB a g 数 (n)	採 取 量 (k g)	検体数 <sup>*</sup>
$\leq 280$	3 2	} 1	1
281 ~ 500	5 0		
501 ~ 1,200	8 0		
1,201 ~ 3,200	1 3 0 (6 5 × 2)	2 (1 kg × 2)	2
$\geq 3,201$	2 1 0 (7 0 × 3)	3 (1 kg × 3)	3

\*複数の検体について、1検体でも基準値を超える場合は違反とする。

2 缶入り又はカートン入りで内容量4.5kg以上のもの

ロットの大きさ 缶又はカートン数 (N)	サンプルの大きさ (n)	採 取 量 (k g)	検体数 <sup>*</sup>
$\leq 50$	2	1	1
51 ~ 500	4 (2 × 2)	2 (0.5kg × 2) × 2	2
$\geq 501$	6 (2 × 3)	3 (0.5kg × 2) × 3	3

\*複数の検体について、1検体でも基準値を超える場合は違反とする。

3 小型容器包装に入れられたもの (1又は2以外のもの)

ロットの大きさ 缶又はカートン数 (N)	サンプルの大きさ (n)	採 取 量	検体数 <sup>*</sup>
$\leq 50$	2 (2 × 1)	} 1 1 サンプルの最小採取 単位は150gとし、150g 未満のものにあつては 必要量をあつめてこれ を1サンプルとする。	1
51 ~ 500	3 (3 × 1)		
501 ~ 3,200	6 (3 × 2)		
$\geq 3,201$	9 (3 × 3)		

\*複数の検体について、1検体でも基準値を超える場合は違反とする。

**食品1粒重量が0.1gを超える場合**

1 袋づめで内容量がおおむね20kg以上のもの

ロットの大きさ B a g 数 (N)	サンプル抽出のため のB a g 数 (n)	採 取 量 (k g)	検体数 <sup>**</sup>
≦ 280	3 2	} 5	1
281 ~ 500	5 0		
501 ~ 1,200	8 0		
1,201 ~ 3,200	1 3 0 (6 5 × 2)	10 (5kg×2)	2
≧ 3,201	2 1 0 (7 0 × 3)	15 (5kg×3)	3

\*複数の検体について、1検体でも基準値を超える場合は違反とする。

2 缶入り又はカートン入りで内容量4.5kg以上のもの

ロットの大きさ 缶又はカートン数 (N)	サンプルの大きさ (n)	採 取 量 (k g)	検体数 <sup>**</sup>
≦ 50	2	5	1
51 ~ 500	4 (2 × 2)	10 (2.5kg×2) × 2	2
≧ 501	6 (2 × 3)	15 (2.5kg×2) × 3	3

\*複数の検体について、1検体でも基準値を超える場合は違反とする。

3 小型容器包装に入れられたもの（1又は2以外のもの）

ロットの大きさ 缶又はカートン数 (N)	サンプルの大きさ (n)	採 取 量	検体数 <sup>**</sup>
≦ 50	2 (2 × 1)	} 1 サンプルの最小採取 単位は150gとし、150g 未満のものにあつては 必要量をあつめてこれ を1サンプルとする。	} 1
51 ~ 500	3 (3 × 1)		
501 ~ 3,200	6 (3 × 2)		
≧ 3,201	9 (3 × 3)		

\*複数の検体について、1検体でも基準値を超える場合は違反とする。